

誰のための添加物行政か

鈴鹿医療科学大学薬学部 中村 幹雄

食品添加物は、食品の製造、加工、保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤等によって使用される物質です。①色、香、味、テクスチャーの付与、②製造・加工の効率化、③保存性の向上、④栄養強化を目的として使用されます。

1) 取締行政

粗悪な着色料を取り締まる「アニリン其他鉱物製ノ絵具染料ヲ以テ飲食物ニ着色スルモノ取締方」が内務卿から各府県に通達された（明治11年4月）ことが食品衛生に関する最初の取締りです。さらに、「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」（明治33年2月、法律第15号）を制定し、行政庁が法律の定めるところにより、販売の用に供する飲食物等の製造、採取、販売、授与、使用を禁止、物品の廃棄処分、検査のための収去、営業の禁止・停止をできるようにしました。翌3月には、内務省令により、これを警視総監や知事の職権とし、軽易なものについては警察官署に委任できるとし、警察官による食品衛生の取締りが行われるようになりました。

食品衛生は、富国強兵・殖産振興を支える労働力を維持するためのものでした。正に「取締行政」であり、手法は「通知行政」「裁量行政」でした。取締りが行われたにも関わらず毎年有害性着色料による中毒被害（主にヒ素）が発生しました。

第二次世界大戦の敗戦により、新憲法が制定され、それに伴い1947年5月に「食品衛生法」が制定され、関係法令も整備されました。「取締行政」「通知行政」「裁量行政」は変ることはありませんでした。極めて不十分な取締行政の下でも、着色料、防腐剤、人工甘味料の違反による摘発は続きました。

2) 指定制度

1955年に森永ヒ素ミルク中毒事件が起こり、これを契機とし、1960年に「第一版食品添加物公定書」

が公表されました（198品目）。その後も食品添加物の指定と消除が繰り返され、1970年頃には350品目程度にまで増加しました。

現在、食品添加物は原則として、厚生労働大臣が定めたもの以外の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には化学的合成品だけでなく天然物も含まれます。例外的に指定の対象となるものは、一般に飲食に供されるもので添加物として使用されるもの及び天然香料のみです。従って、未指定の添加物を製造、輸入、使用、販売した場合には食品衛生法第10条違反となります。医薬品のような承認制度ではない国による「指定制度」が続いている。

着色料のアントロビンの水銀汚染問題から、水銀規制に尽力しました。その結果、国際規格（JECFA規格）では水銀を規制することになりましたが、日本は規制していません。



水銀で汚染された池がアントロビンの栽培地を汚染し、抽出・濃縮して得られるアントロビンからも水銀が検出された。

増粘多糖類のカラギナンに発がんプロモーションの疑いが生じたことから、国際規格では「分子量5万以下は、5%以下」との限度規格が設けられましたが、日本は規制していません。欧米では「離乳食に使用しない」は常識ですが、日本では制限されませ

ん。ある種の加工でん粉についても同様の状況です。

子どもの多動性との関連の疑いがあることから、アゾ系タール色素の使用をヨーロッパでは極力制限することになりましたが、日本は規制していません。

2007年ダイオキシンで汚染されたグアーガムを添加したアイスクリームが回収されました。私は、グアーガムのダイオキシン検査を要請しました。

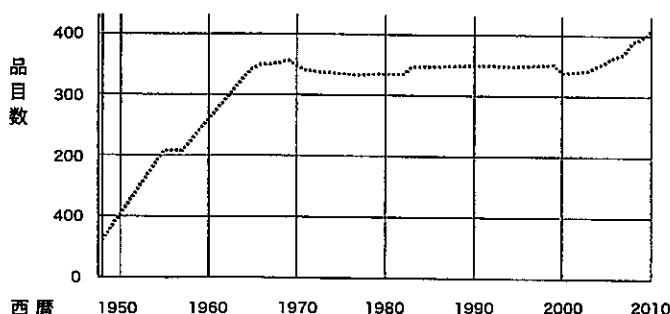
このように、日本の食品添加物規制は、「予防原則」「子どもを守る」という観点が欠けています。福島で「20ミリシーベルト」を子どもに強要した民主党政権は悪魔以外の何者でもなく監視が必要です。

サリドマイドの教訓から厚生大臣官房審議官が、食用赤色104号、105号、106号については催奇形性試験を実施すると1970年12月、衆議院物価問題特別委員会で答弁しましたが、食用105号、106号については実施されていない可能性があります。毒性試験や疫学調査に厚生行政や日本の大企業は消極的でした。学界も行政や産業寄りの姿勢でした。

3) 「極力制限」から「規制緩和」への方針転換

1970年頃の国会で、「食品添加物は極力使用を制限する」と答弁し、30数年間は約350品目に保たれてきましたが、2002年に発生した食塩中のフェロシアノ化物の混入問題を契機として国際調和へ舵を切りました。フェロシアノ化物は、日本の食塩メーカーには不要でした。規制緩和により、今や413品目(2011年3月15日現在)に増加しました。

指定添加物の増加



食品添加物の数の増加は、日本の食品産業に必須ではありません。乳化剤ポリソルベートが指定される前は、ショ糖脂肪酸エステル等で加工食品を生産することは可能でした。食用赤色40号が指定されなくても赤色に着色することは可能でした。「国際汎用添加物」カルミンが指定されていない日本では、コチニール色素を使いこなしています。日本の食品

業界は、云わば「ガラパゴス状態」でしたが不自由ではありませんでした。その証拠に、様々な加工食品が世界に先駆けて開発され、上市されてきました。

企業からの申請制度もなく、国民からの消済の申し出もできない制度、即ち「官僚による官僚のための制度」です。取締りが主目的で、食品産業振興が従です。国民の視点はありません。自動車や家電等の輸出産業の振興のために、欧米の圧力に呼応し、発展途上国との経済連携協定促進のために、食品輸入の障害である食品添加物規制を緩和しています。

4) まとめに代えて

厚生労働大臣が食品添加物を指定する際には、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を受ける制度になりました。しかし、内閣府食品安全委員会は、安全性に関する化学的・病理学的検討を実施する部隊を有しておりません。国立医薬品食品衛生研究所（旧国立衛生試験所）は厚生労働省の所轄です。実際の安全性の確認は厚生労働省経由となります。机上の作業のみが行われているのです。厚生労働省に施策に「お墨付き」を与えることが目的ですので、それで事足りているのでしょうか。

厚生労働省の医薬食品局食品安全部は、医師、薬剤師、獣医師と法学出身者が主要なポストを占めます。化学を担う薬系の官僚のトップは審議官です。局長には昇進できません。食品は医薬に比べ地位が低いので、医薬品関係の主要な課長を歴任し、医薬品機構も経験したものが審議官に着任します。課長以上は政治家のバックも必要と囁かれてきました。

イレッサの裁判におけるいわゆる「下書き」提供問題に見られるように、官僚が学界にも働き掛け世論誘導を行うことは常套手段です。今回のように明るみに出て処分（相当軽い）されることは稀です。

学者は、自らの研究費、グループの研究費や退職後の地位と収入を確保するために、行政の審議会の委員を引き受け、「お墨付き」を与え続けます。官・産・学の癒着による世論誘導が行われます。食品添加物行政についても、「原発村」の構図と同様です。国民が立ち上がる以外に道は開けないと思います。

<参考>

- ・「食と消費者の権利：食品添加物、遺伝子組換え食品を例として」（オプアワーズ、2009年）
- ・「食の安全と安心：見える表示・見えない表示」（オプアワーズ、2011年）